

No.1913

5月11日例会 プログラム 「H18 交通死亡事故の特徴と運転免許制度」 高橋 征司君

5月18日例会 プログラム 「大阪リバーサイド RC との合同例会」

5月11日のメニュー ・初カツオの刺身・百合ね・きくらげ・がんもの生姜あんかけ・子持ちししゃもガーリック風味揚げ・山菜タコ飯・ざる茶そば・コーヒー

前回(4月27日)例会記録

出席報告	会員総数	38名(内出席規定適用免除者2名)	出席者数	27名	欠席者数	9名	出席率	75%	前回補正率	69.44%
	前回補正者	三宅(孝)君								
	欠席者	藤原君 藤田君 花岡君 井上君 松玉君 宮本君 中山君 大久保君 山田(次)君								

来訪者 小野会長、高島副会長(エコライフ玉野)

会長挨拶

こんにちは。例会出席ありがとうございます。お客様の紹介を致します。エコライフ玉野会長の小野様です。副会長の高島様です。ようこそいらっしゃいました。久しぶりにロータリーのお話をします。今月のガバナー月信に新宮ガバナーが「青少年と危機管理」というガバナーズメッセージを書かれています。読まれた方もいると思います。その中でガバナーは「ロータリーの奉仕活動、ライラ、インターアクト、ローターアクト等の青少年活動をはじめあらゆるロータリー奉仕活動には常に危険、責任、告訴等の危険が内在する可能性を持っています。それらに対して『危機管理』について真剣に考えなければならぬ時期にさしかかっている」と言われています。玉野 RC は2年前に深山公園で植樹を行いました。けっこうな急斜面だったと思います。そのような場所でのケガ等の対応のことを考えて奉仕活動も行わなければならないと思います。以上、会長挨拶と致します。

幹事報告

- ・新宮ガバナー事務所より、R12690 地区 2009-10 年度ガバナーとして、松江東ロータリークラブの葛尾 信弘君を正式に決定しましたとの宣言書が届いております。
- ・R12690 地区 鳥居 滋ガバナーノミニーより次年度の PETS、地区協議会の日程案内が届いております。
会長エレクト研修セミナー(PETS) 2008年3月1日(土)~2日(日) 岡山プラザホテル
地区協議会 2008年4月20日(日) 岡山コンベンションセンター
- ・玉野警察署管内暴力追放連絡協議会より総会の案内が届いております。
5月21日(月)午後3時から玉野警察署3階大会議室。
- ・笠岡東 RC より創立20周年記念誌が届いております。
- ・5月のロータリーレートは4月と同様1ドル=118円です。
- ・ロータリー用品等のカタログが来ておりますので回覧いたします。
- ・「能登半島地震義捐金」の件。
- ・5月18日(金)の例会は大阪リバーサイド RC との合同例会につきダイヤモンド瀬戸内マリンホテルにて夜間例会となります。
- ・5月4日(金)例会はみどりの日につき休会です。
- ・他クラブの週報・例会変更通知は回覧いたします。

4月6日理事役員会議事録

- ・福森米山記念奨学会委員長より米山ランチの実施について。 4月20日実施。
- ・白石社会奉仕委員長よりエコライフ玉野へ竹酢液回収容器の補助について。 了承。
- ・山本会員米寿祝ゴルフコンペに玉野 RC 会長賞贈呈の件。 了承。
- ・能登半島地震義捐金。 募金箱を廻す。
- ・米山梅吉記念館に対する100円募金、賛助会費について。 募金箱を廻す。
- ・平成19年9月岡山県で開催の第41回全国ろうあ者体育大会への助成について。 RCで協賛公告をする。

- ・ 大阪リバーサイド RC との交流会について協議。

委員会報告

- ・ 社会奉仕委員会(白石委員長): エコライフ玉野の高畠副会長に卓話をしていただいたことがあります。この度ステンレス製竹酢液タンクを製作することになりました。その一部を玉野 RC から寄贈したく理事会で承認されましたので本日目録を贈呈します。 樋田玉野 RC 会長よりエコライフ玉野会長小野様へ目録贈呈。
- ・ ハイロー会(谷口幹事): 第 159 回ハイロー会を 5 月 27 日に開催いたします。年間予定表とあわせて今回の案内をお送り致しますのでよろしくお願い致します。
- ・ 谷口来年度幹事: 5 月 20 日地区協議会出席義務者(7 名)の方に名簿を配布しますので、よろしく出席願います。



スマイル・ボックス

- ・ 白石君 - エコライフ玉野の会長、副会長よくいらっしゃいました。 星野仙一の会で写真をとってもらいました。宮原社長のお陰です。
- ・ 三宅(保)君 - エコライフ玉野小野会長様、高畠副会長様よくいらっしゃいました。 駅東創庫(玉野工芸センター)のオープンを祝いご発展を祈ります。 バッジ忘れ。
- ・ 富永君 - エコライフの皆様を歓迎して。 山本勇一様 29 日には米寿のお祝いコンペを開催、誠にありがとうございます。
- ・ 東川君 - 例会欠席多数、申し訳ありません。
- ・ 林君 - 前回欠席。
- ・ 石川君 - 前回欠席。

プログラム 「筆界特定制度について」 山本 勇一君

平成 17 年 4 月 6 日成立した「不動産登記法等の一部を改正する法律」により、筆界特定の制度が創設されました。筆界特定制度は、専門家の知識・経験を活用し、簡易・迅速に行政レベルで筆界の位置を明らかにするという画期的な制度であり、これまでの境界確定訴訟の問題点を克服するものとして、大きな期待をもって迎えられました。

平成 18 年 1 月 20 日の施行後、各地において、予想を超える件数の申請がなされています。岡山地方法務局においては、平成 18 年には約 80 件もあり、今年も既に 20 件を超過しているそうです。

筆界特定とは、法務局または地方法務局の筆界特定登記官が、当事者の申請に基づき、過去の一筆の土地が登記されたときに、当該土地の区画を構成するとされた線を現地において発見し、特定する作用であり、新たな筆界を形成する作用ではありません。

< 制度の概要 >

- (1) 筆界特定登記官が主体となる手続
筆界特定を行う行政庁は、法務局または地方法務局の長が指定する筆界特定登記官であり、簡易・迅速に行政レベルで明らかにする制度です。
- (2) 当事者の申請による手続
筆界特定の手続は、当事者(土地の所有権登記名義人等)の申請により開始します。職権による手続開始は認められません。
- (3) 筆界調査委員会の調査・意見提出
法務局または地方法務局の長が、筆界特定について学識経験のある者(土地家屋調査士・弁護士・司法書士等)から、筆界調査委員を指名します。筆界調査委員は、職権により必要な調査をし、筆界特定登記官に対して意見を提出します。
- (4) 筆界登記官による筆界特定
筆界特定登記官は、筆界調査委員の意見を踏まえ、登記記録、地図または地図に準ずる図面(公図)の内容、土地の地形、工作物、境界標の有無や位置の経緯など諸事情を総合考慮し、筆界特定を行います。
- (5) 筆界確定訴訟における筆界特定の結果の活用
筆界特定の制度創設後も、筆界確定訴訟の制度は存続します。筆界確定訴訟において、裁判所が筆界特定手続の送付を嘱託することができるなど、筆界特定の結果を活用することができます。
筆界確定の結果が確定した場合には、筆界特定は、判決と抵触する範囲で効力を失います。
- (6) 筆界確定訴訟の提起
筆界特定登記官の筆界特定に不服のある者は、隣接地の所有者等を被告として筆界確定訴訟を提起することができます。